

土砂災害とは

土砂災害の種類と前兆現象

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。土砂災害から身を守るためにには、まず自分の家の周りに危険がないか確かめることが重要です。また、土砂災害には前兆現象があります。前兆現象を確認したら速やかに避難するとともに、市役所・支所・消防にご連絡ください。

土砂災害の種類には、大きく分けて3つのタイプがあります。自分の周りの土砂災害危険箇所がどのタイプであるか確認しておきましょう。

がけ崩れ	土石流	地すべり
		

地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一緒に下流へ押し流される現象です。

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものです。

こんなときは要注意

土砂災害の前ぶれ(前兆現象)

五感	移動主体	がけ崩れ	土石流	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	●がけに割れ目がみえる。 ●がけから小石がパラパラと落ちる。 ●斜面がはらみだす。	●渓流付近の斜面が崩れだす。 ●落石が生じる。	●地面にひび割れができる。 ●地面の一部が落ち込んだり盛り上がりたりする。
	水	●表面流が生じる。 ●がけから水が噴き出す。 ●湧水が濁りだす。	●川の水が異常に濁る。 ●雨が降り続いているのに川の水位が下がる。 ●土砂の流出。	●沢や井戸の水が濁る。 ●斜面から水が噴き出す。 ●池や沼の水かさが急減する。
	樹木	●樹木が傾く。	●濁水に流木が混じりだす。	●樹木が傾く。
	その他	——	●渓流内の火花。	●家や擁壁に亀裂が入る。 ●擁壁や電柱が傾く。
音		●樹木の根が切れる音がする。 ●樹木の揺れる音がする。 ●地鳴りがする。	●地鳴りがする。 ●山鳴りがする。 ●転石のぶつかり合う音。	●樹木の根が切れる音がする。
におい		——	●腐った土のにおいがする。	——

※上記は一般的な前ぶれです。すべての場所において必ず起きるというものではありません。

少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土砂災害から身を守るために知っておきたい 3つのポイント

① 危険度の確認



住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうか確認

土砂災害発生のおそれのある地区は「土砂災害危険箇所」とされています。普段から自分の家が土砂災害危険箇所にあるかどうか、防災マップや今治市防災危機管理課のホームページなどで確認しましょう。



② 情報の入手



雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意

雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意してください。土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害が発生するおそれが高まったとき、市町が避難勧告などを発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう愛媛県と松山地方気象台が共同で発表する情報です。テレビやラジオの気象情報で発表されるほか、気象庁や愛媛県砂防課等のホームページで確認できます。土砂災害警戒情報が発表されていなくても、地形や地質の条件により土砂災害が発生するおそれがあるため、その他の防災情報などにも十分注意しましょう。

長雨や豪雨に注意 1時間に20mm以上、または降り始めからの降雨量が100mm以上になった時には、土砂災害が発生するおそれがあるので警戒しましょう。

③ 早めの避難

危険が差し迫り、避難場所等への移動がどうしても困難な場合は…



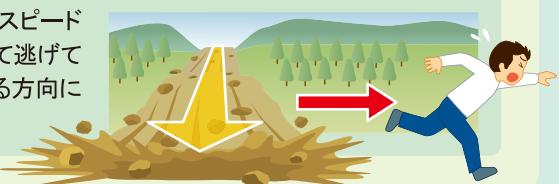
土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難

土砂災害警戒情報が発表されたら、早めに近くの避難場所など、安全な場所に避難しましょう。また、強い雨や長雨のときなどは、防災行政無線や広報車などによる呼びかけにも注意してください。

お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難させることが大事です。また、土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。どうしても避難場所への移動が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家中でより安全な場所(がけから離れた部屋や2階など)に避難しましょう。

前兆現象を知り早めに避難 土砂災害の発生前には、前兆現象がみられることがあります。左ページのような現象が起こったときは、速やかに避難しましょう。

土石流に直面したときの逃げ方 土石流のスピードは、時速20~40kmととても早く、流れに背を向けて逃げても、すぐに追いつかれてしまいます。土砂の流れる方向に對して直角に走って逃げましょう。



土砂災害(特別)警戒区域について

愛媛県では、土砂災害の危険性がある箇所について、土砂災害防止法に基づく調査を実施し「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を指定しています。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制・建築物の構造規制等が行われます。